

登録免許税の登記に係る証明願について（必要書類）

① **証明願 2部**（申請書 原本）一別紙様式（要 代表者印）

② 法人登記簿（原本）

③ 建物（土地）表示登記簿（原本）

④ 理事会・評議員会議事録（原本証明）

一建物建築・土地取得を議決した際の議事録

⑤ 工事契約書（もしくは売買契約書、贈与契約書）（原本証明）

⑥ 位置図、平面図（土地及び建物。平面図は要面積記載）

⑦ 建築基準法による確認済証（建物の場合）（原本証明）

⑧ 県証紙400円分

※土地と建物を別々に証明するときは、①2部×2件、②～⑧1部×2件、必要

となるが、同一原因での取得及び一括での申請の場合は、土地建物を一括で

証明可能。詳しくは事前に管轄法務局に確認すること。

証明書発行所轄庁

○社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市・中核市の区域外に所在する場合

→ 都道府県知事

○社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合

→ 指定都市の長（※長崎県内では指定都市に該当する市町はなし）

○社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合

→ 中核市の長（長崎県内では長崎市・佐世保市が該当）